

**令和4(2022)年度 出産・子育て・介護支援制度 申請要項**  
CREST 研究代表者・主たる共同研究者および  
さきがけ個人研究者、ACT-X 個人研究者 対象

## 1. 目的及び趣旨

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は CREST 研究代表者やさきがけ個人研究者、ACT-X 個人研究者等(項目3.を参照)が、ライフイベント(出産・育児・介護)に際し研究を継続できることを目的としています。なお、CREST 研究参加者を対象とする支援制度については、別紙「R4(2022) 出産子育て介護支援案内(CREST 研究参加者)」をご参照ください。

## 2. 内容

ライフイベントが発生した際に申請・審査を経て、「男女共同参画促進費」を研究課題等に支給します。

- 上限金額・年額 100 万円
- 使 途…当該 CREST 研究代表者・さきがけ個人研究者・ACT-X 個人研究者等による研究の促進または負担軽減に資するもの
  - ※必ず研究費としての使途の範囲内であること。使途は事業担当窓口が研究費と定める範囲内とします。
  - 例:研究機関での実験補助者の雇用、研究促進の為の消耗品・機器類購入、学会・研究会等へ参加するため臨時的に要する託児費用(研究機関が研究遂行上の必要性を認める場合)等
- 支援期間…本制度が適用になった日から 2023 年 3 月末日まで
  - ※支援対象者の参加研究課題等の終了日が、上記期間より前の場合、最も早い日が支援終了日となります。
  - ※ライフイベントの事由が喪失した場合、その時点をもって支援終了とします。

## 3. 支援対象者の要件

次の要件①②両方を満たす方

- ① 現在進行している研究課題の CREST 研究代表者・主たる共同研究者、さきがけ個人研究者、ACT-X 個人研究者
- ② 育児または介護に従事\*1するため、これまでどおりの研究活動を継続\*2することが困難になった者(育児の期間は妊娠中を含め、子が9歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで)とする)

### ※対象外となる事例

- \*1 配偶者が育児(介護)休業中や無職の場合は対象外
- \*2 育児(介護)休業期間中は対象外(「研究活動の継続」から外れるため)

※妊娠中の場合、出産後も引き続き研究課題等に復帰、研究活動の継続が前提です。  
※対象者の要件について、その他個別の事情がある場合はご相談ください。

#### 4. 申請手続

##### • 提出書類

R4 (2022) 出産子育て介護支援\_申請書\_兼\_使途報告書 (研究代表者・主たる共同研究者・さきがけ個人研究者・ACT-X 個人研究者) .xlsx

##### • 提出方法

申請時は、

CREST の場合は、①支援対象者 (主たる共同研究者が申請する場合) ②当該研究課題の研究代表者の連名、

さきがけ・ACT-X の場合は、個人研究者にて申請ください。

##### • 提出期限 (下記提出期限の **1 週間前を目処**に領域担当へご相談・ご提出ください)

支援開始月	申請書提出期限	備考
4 月	2 月 28 日(月)	希望者は <b>2 月 14 日(月)</b> までに領域担当へご一報ください
5 月	3 月 28 日(月)	
6 月	4 月 25 日(月)	
7 月	5 月 23 日(月)	
8 月	6 月 27 日(月)	
9 月	7 月 25 日(月)	
10 月	8 月 29 日(月)	
11 月	9 月 26 日(月)	
12 月～3 月	10 月 24 日(月)	2023 年 1 月～3 月開始分も含まれますのでご注意ください

#### 5. 審査

申請内容を JST にて審査し決定します。審査に当たって必要に応じて追加情報の提供をお願いする場合があります。

#### 6. 支援決定以降

- 男女共同参画促進費の支給は各研究機関との契約手続きが整い次第とします。
- 連絡先等、申請時の情報に変更が生じた場合は速やかにお申し出ください。
- 支援期間終了後 1 ヶ月以内に使途報告書をご提出ください。
- 研究代表者や支援対象者に対し、アンケートをお願いする場合があります。
- やむを得ず費目間流用を行う場合は原則各事業担当課の運用に沿うこととします。

#### 7. 支援対象の要件外となった場合

- ライフイベントの中止等、申請時の情報に変更が生じた場合は、支援中断、もしくは支援期間変更の申請が必要になります。判明し次第、速やかにご連絡をお願いします。申請書は支援期間内に申請が必要です。また、使途報告書を支援終了後 1 ヶ月以内に提出ください。
- この場合の男女共同参画促進費の取り扱いについては別紙「(参考) 男女共同参画促進費に残額がある場合の取扱いについて」を参照ください。

## 8. その他

- 審査結果は研究代表者（さきがけ・ACT-X の場合は個人研究者）に通知します。
- 申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、及び JST の「個人情報保護規則」に基づき厳重に管理し、業務遂行のために利用します。
- 申請事項に虚偽が認められた場合は、制度適用を直ちにうち切り、必要に応じて返還等を求めます。また、当該申請を行った者については、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成 29 年 6 月 22 日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」および「国立研究開発法人 科学技術振興機構『研究活動における不正行為等への対応に関する規則』（平成 30 年 3 月）」に基づき公的研究費の申請資格を一定期間喪失します。

## 9. 問い合わせ先

戦略研究推進部

まずは領域担当にご一報ください

## 男女共同参画促進費に残額がある場合の取扱いについて

支援終了日（※）において、男女共同参画促進費に残額が発生する場合、原則、残額を返還いただきます。ただし、残額が支援総額の20%以内であれば返還は不要としますので、研究本予算へ加算し、そのまま研究に使用いただくことが可能です。返還が発生する場合には支援終了日前にお知らせください。また、本予算への加算が発生した場合は、その旨使途報告書への記載をお願いします。

※支援終了日（申請要項 2. 内容 支援期間 参照）

本支援制度での支援終了日は、下記いずれかの最も早い日となります。

- イ. 年度末
- ロ. 研究開発課題の研究開発期間が終了する日
- ハ. 支援対象者が雇用契約期間満了により退職する日
- ニ. 支援対象者が支援対象要件外となった日
- ホ. 支援対象者が雇用契約期間中に退職する日

## 当初予定の支援終了日よりも終了日が早まった場合の留意点

（上記支援終了日 ニ. 及びホ. を想定）

支援期間終了日が早まった場合、支援期間短縮分は返還頂きます。返還が発生する場合には支援終了日前にお知らせください。

## ① 人件費（実験補助者を雇用している場合）

- ・ 支援終了月後の計上→不可（支援終了日以降でも同月内であれば人件費の計上可）

※期間終了後も継続して人件費が必要な場合は男女共同参画促進費以外の予算でご対応ください。

## ② 物品費

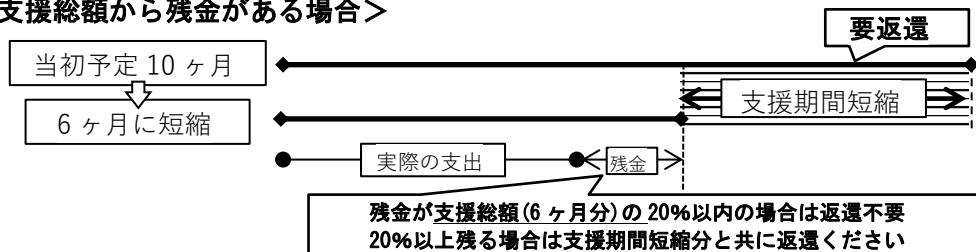
- ・ 支援終了日後の計上→不可

※発注済物品の検収日は支援終了日以前となるよう計画的に行ってください。

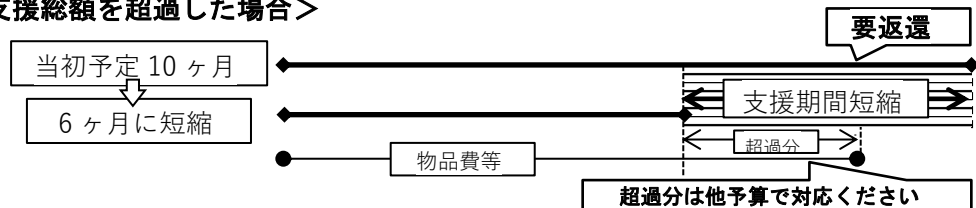
※物品費の割合が大きく、当該物品の調達が済んでいる場合、短縮月数によっては男女共同参画促進費の範囲を超過するケースがあります。その際、超過した分は男女共同参画促進費以外でご対応ください。（下図＜支援総額を超過した場合＞参照）

例：当初予定の支援月数10ヶ月が6ヶ月で終了となった場合  
→支援総額は6ヶ月分となります。

## ＜支援総額から残金がある場合＞



## ＜支援総額を超過した場合＞



以上